新指定文化財概要

【名 称】鈴鹿関跡(すずかのせきあと)

【種 別】国指定史跡

【所在地】亀山市関町新所

【時 代】奈良時代

鈴鹿関跡は、亀山市内では3例目、三重県内では37例目の国史跡として指定されました。奈良時代に不破関(ふわのせき、岐阜県)、愛発関(あらちのせき、福井県)とともに三関(さんげん)とされ、律令国家によって最も重要とされた交通管理施設です。その位置は、大和国、伊賀国と伊勢国を画する布引山地から平野へと移行する山麓部の東西交通の要衝にあたりますが、江戸時代の東海道の宿場のひとつ、関宿付近が良好に残るため、鈴鹿関に係る遺構はこれまで確認されていませんでした。

亀山市は、平成17年度(2005)以降、これまでの鈴鹿関に関する調査研究を踏まえ、その遺構の検出を目的とした分布調査を継続的に実施し、関宿の北方に位置する観音山から、南方に位置する城山を経て鈴鹿川に至る総延長約650m以上に及ぶ南北方向の築地塀(ついじべい)の存在を想定しました。それを受け、平成18年度(2006)から想定線に沿って、築地塀の位置と構造等を確認するための発掘調査を実施して参りました。

その結果、観音山とその南麓で、8世紀中頃と考えられる瓦葺きの築地塀の一部が検 出されたことにより、これまで実態が不明であった鈴鹿関関連の施設が初めて明らかに なりました。西辺築地塀の検出は、これまで実態が不明であった鈴鹿関の政庁をはじめ とする関の位置や構造を考える上で重要であります。

※ 亀山市内における国指定史跡

- ·野村一里塚(昭和9年1月22日指定)
- ・正法寺山荘跡(昭和56年1月24日指定)
- ·鈴鹿関跡(令和3年3月26日指定)



1 鈴鹿関跡 平成18年度第1次調査状況(西から)



2 鈴鹿関跡 令和元年度第9次2区調査状況(南から)



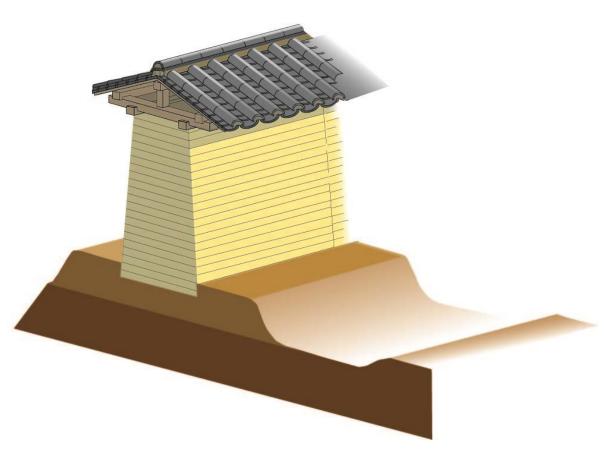
3 鈴鹿関跡 第1次調査地出土遺物



4 鈴鹿関跡 第1次調査地出土「重 圏 文 軒丸 瓦」



5 鈴鹿関跡 第9次調査地出土遺物



6 築地塀イメージ